

群馬県水道における水道用水中のジェオスミンの基準値超過について

令和 8 年 8 月 25 日、群馬県水道にて浄水処理した水道用水について、水質検査を行ったところ、ジェオスミンの数値が水質基準値を超過しました。

1 概要

浄水場では、取水や送水などの臭気チェック及び送水の異臭味チェックを継続的に実施しています。8 月 19 日から取水の臭気チェックにおいて、通常より若干強い土臭・藻臭を確認し、昨日 8 月 25 日の送水において、12ng/L のジェオスミン値（水質基準値：10ng/L 以下）を検出いたしました。

なお、浄水場では臭気を軽減するべく、8 月 19 日より粉末活性炭を注入しております。

2 影響の範囲

群馬県水道の給水範囲である以下の市町の一部
前橋市、伊勢崎市、桐生市、渋川市、玉村町

3 水質基準及び安全性

ジェオスミンは臭気物質として水質基準項目となっておりますが、毒性はなく、そのまま飲用いただいても健康への影響はないことから、送水を継続しております。